

【別添】

正	誤
<p>第1 用語の定義</p> <p>1 「単独型相当大学病院」 大学病院のうち、単独で又は<u>研修協力施設</u>と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>1 「単独型相当大学病院」 大学病院のうち、単独で又は<u>臨床研修協力施設</u>と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。</p>
<p>第2 単独型相当大学病院からの情報提供</p> <p>2 単独型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>単独型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。ただし、(4)から(6)、(8) <u>から</u> (10) に掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に併せて届け出るようお願いしたいこと。</p>	<p>第2 単独型相当大学病院からの情報提供</p> <p>2 単独型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>単独型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。ただし、(4)から(6)、(8) <u>及び</u> (10) に掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に併せて届け出るようお願いしたいこと。</p>
<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院からの情報提供</p> <p>1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供</p> <p>(2) 協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院(臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院を除く。以下第3において同じ。)の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しよ</p>	<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院からの情報提供</p> <p>1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供</p> <p>(2) 協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院(臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院を除く。以下第3において同じ。)の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しよ</p>

<p>うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3、<u>1-4</u>）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。</p>	<p>うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3、<u>1-4</u>）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。</p>
<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供</p> <p>2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>（1）管理型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。ただし、エからカ、クからコに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に併せて届け出るようお願いしたいこと。</p>	<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供</p> <p>2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>（1）管理型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。ただし、エからカ、ク及びコに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に併せて届け出るようお願いしたいこと。</p>
<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供</p> <p>3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供</p> <p>（1）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病</p>	<p>第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供</p> <p>3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供</p> <p>（1）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病</p>

<p>院概況表（特例通知の様式1-2）を作成するようお願いしたいこと。</p>	<p>院変概況表（特例通知の様式1-2）を作成するようお願いしたいこと。</p>
<p>第11 施行期日等</p> <p>令和3年度及び令和4年度の研修プログラムについて、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請又は変更の<u>情報提供</u>を行ったものについては、令和<u>5</u>年3月31日までは従前の<u>とおりの</u>取扱いとすること。</p>	<p>第11 施行期日等</p> <p>令和3年度及び令和4年度の研修プログラムについて、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請及び若しくは変更の<u>届出</u>を行ったものについては、令和<u>4</u>年3月31日までは従前の<u>通りの</u>取扱いとする。</p>